

電 300, 電 350
技術者の倫理
第 1 回
モラルへのとびら

電 300,350 技術者の倫理 2012 年度前学期 琉球大学工学部電気電子工学科 担当: 半場

授業内容 (シラバスより) (1)

- 技術者が学んでおくべき倫理, 法, 関連する方法論 を概説
- 倫理綱領および行動規範, 倫理的な考え方の仕組みについて説明
- 技術が社会や自然に及ぼす影響, 技術者と社会との関わり, 技術者が社会に対して負う責任などについて, 事例をまじえて検討

授業内容 (シラバスより) (2)

- 教科書 1(杉本, 高城: 「技術者の倫理入門」) を中心に
- 1 回あたり 1 章のペース
- 電気系向けの事例を教科書 2(電気学会倫理委員会, 「技術者倫理事例集」) で補う
- 必要に応じて時事問題を取り扱う

授業内容に関する注意 (1)

- 教科書 1 には 15 回の講義に足る内容は含まれていないので、適宜いろいろな話題を追加する
- 話題を追加する際には、可能な限り出典を明示する；出典は他の書籍のこともあれば、Web 上のデータのこともある
- 教科書 2 は演習専用

授業内容に関する注意 (2)

- 倫理問題には正解がないことも多く、多様な視点がある
 - － 教科書の記述が「正しい」とは限らない
 - － 担当者 (半場) の見解が教科書と異なることもある
 - － 受講者がいずれにも同意しないこともありうる (それで全く構わない)
- 重要なのは、先入観や希望的観測を排除し、事実 (データ) に基づいて客観的に考えること

達成目標 (シラバスより)

- 倫理的な考え方や方法論, 関連する法令, 技術の自然・社会への影響, 技術者の社会的責任を理解し, それに基づいて意見を述べることができる.
- この科目は, 本学科学士教育プログラムの学習・教育目標 (E)「技術者と社会との接点および技術者の倫理観および責任の理解」に関連する科目である.

評価基準

倫理的な考え方や方法論, 関連する法令, 技術の自然・社会への影響, 技術者の社会的責任を理解し, それらを踏まえて具体的な事例に対して論理的に意見を述べることができること.

評価方法 (1)

- 毎週授業中にレポートを出題し (後半約 30 分, A4 用紙 1 枚程度), レポートに基づいて成績を評価する.
- レポートの配点は 1 回あたり 6 点あるいは 8 点満点で, 15 回分の累計が 100 点満点となるように調整されている.
- 期末試験は実施しない.
- レポート作成にあたり, まわりの人と議論することを推奨する (レポート自体は必ず自分で書くこと)

評価方法 (2)

- レポートは返却しないが、どのような意見が出たかをまとめたものを翌週の講義の冒頭で説明する
- レポートにはコメント欄を設ける。講義に関する質問・意見等を自由に記述してよい。
- コメント欄は成績には一切関係しない。
- コメント欄に書かれた事項に関する回答は翌週の講義の冒頭で述べる (ただし、講義のまったく関係ない質問等には回答しかねる場合がある)

モラルと倫理 (1) p.1~7

- 言葉の定義は重要
- 定義が曖昧だと何の話をしているのかわからなくなる
- 以下, 教科書にしたがってモラルと倫理の定義を述べる
- 定義を暗記することは不要 (そんなに素晴らしい定義というわけではないので)

モラルと倫理 (2) p.1~7

教科書におけるモラルと倫理の定義

モラル 人が対人関係において、してよいこと、してはいけないことを識別し判断する基準をそなえていて、その判断に従って行動しようとする意識

倫理 モラルにもとづく判断を、「～してはいけない」「～するようになろう」という規範の形にしたもの

モラル行為者 モラルに従って行為しようとする人

モラルと倫理 (3) p.1~7

法と倫理はどう違うか

- 倫理: 人が自律的に遵守することが期待される規範
- 法: 権力によって遵守することを強制される規範

▷ 注意 (1)

- 教科書では法を強制する主体を国家権力と限定しているが、たとえば条例は特定の地方公共団体においてのみ有効なので、教科書の記述は必ずしも適切でない
- 教科書4ページに「倫理はコミュニティの規範」という記述があるが、この説明は適切ではない。たとえば、会社等の従業員の行動は就業規則等によって制約されているし、学生の行動は学則によって制約される。これらは他律的な規則である。
- 法と倫理の切り分けは必ずしもうまくいかない

▷ 注意 (2)

- 倫理的な考え方と法的な考え方の対比が必要なことも多い
- 法は社会の骨格; 倫理問題の分析には法に関する知識が必要
- 日本の教育システムでは, 理系の学生が法について学ぶ機会がほとんどない
- 法に関する知識を欠いたまま倫理問題について論ずるのは, 印象批評であり, あまり意味がない
- 講義の後半で, 法に関する最低限の予備知識を講義する

▷ 注意 (3)

- 印象批評:
 - － 客観的な尺度によらず, 作品から受けた主観的印象に基づいて論じようとする批評態度 (大辞林 第2版)
 - － 作品の印象に基づく主観的批評 (日本語大辞典 第2版)

文明圏と倫理 (1) p.8~9

- 倫理とは「そのコミュニティによって共有される価値観」(範囲限定), 文明圏によって異なる
- 教科書にはキリスト教, ヒンズー教, 儒教, 仏教, ユダヤ教, イスラム教からの例

文明圏と倫理 (2) p.8~9

- 書籍によっては、西欧的個人（「神」と一対一で向き合う個人）の確立を倫理の必要条件であるかのように記載しているものもある（キリスト教的価値観を持たない日本で倫理を論ずることは難しい、というような文脈で）
- 似たような文脈で、日本的な「世間」という考え方を、「呪術的」「差別の源泉」などと断じている書籍もある
- 伝統的に日本で社会秩序が良好に保たれていたことを考えると、日本に（西欧と同じものであるかどうかはともかくとして）倫理がなかったとは考え難い

文明圏と倫理 (3) p.8~9

▷ 日本人の倫理観の変遷 (村上: 倫理学講義, 成文堂, 2003)

- 古代人の倫理観... 神道?
- 十七条憲法 (604 年) はある種の倫理規程:
第1条: 和を以て貴しと為し, 忤 (さか) ふること無きを宗 (むね) とせよ.
- 平安時代に儒教と仏教が普及
- 中世には武士道, 禅宗
- 江戸時代には朱子学, 国学
- 明治時代には国家神道, 西欧哲学など

いろいろ入り混じって現在も残存しているように見える

文明圏と倫理 (4) p.8~9

▷ 支配階級の倫理と庶民の倫理

- 先に述べたものは支配階級の倫理観
- 庶民の倫理観の根源はよくわからない
- 西欧の資本主義発展はプロテスタントの倫理観に基づいていたという分析がある (マックス・ウェーバー, プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神)
- 江戸時代以降の日本人の勤勉, 職人氣質等はある種の倫理観に基づいていたものと思われる
- **支配階級 VS 庶民**という2項対立の構図自体もある種の政治的思想の産物なので要注意

文明の分類 (1)

- 日本文明は西欧の文明と同時進行的に動いていた, という分析もある (梅棹, 文明の生態史観)
- ハンチントンの「文明の衝突」では世界を複数の文明圏に分けて考えるが, 日本文明は, 他から孤立した, 1 国のみからなる孤立文明であるとされている

文明の分類 (2)

- ハンチントンの分類 (「文明の衝突」より): 中華文明, 日本文明, ヒンドゥー文明, イスラム文明, 西欧文明, ロシア正教会文明, ラテンアメリカ文明, アフリカ文明
- 各文明はさらに細分可能, たとえばイスラム文明圏でも, アラブとペルシアは相当異なる

倫理の条目 (1) p.10~12

- 法が機能するためには以下が必要 (法には強制力もある):
 - － 法が周知されていること
 - － 人々に法を守ろうとする意識があること (遵法精神)
- 倫理が機能するためにも, 以下が必要:
 - － 規範 (倫理規程, 行動憲章等) が周知されていること
 - － 人々にモラルに基づいて行動しようとする意識があること

倫理の条目 (2) p.10~12

- 規範を成文化しないと、人によっててんでばらばらな理解をしている、という事態が発生しうる
- 人々にモラルに基づいて行動しようとする意識がなければ、規範は形骸化する
- 教科書 11 ページに 2002 年の東京電力によるトラブル隠しの話が出ているのは、2011 年現在の福島第 1 原発の状況を考えると、皮肉な巡り合わせ

モラル上の不一致 (1) p.13~15

- モラルに関する意識の共有があっても、「どこまではOK, どこからはNG」という切り分けには不一致が発生しうる (教科書 13 ページ A1 から A5)
- 教科書では, 価値観の相異によって発生するトラブルは, 信頼関係および対話によって, ある程度は克服しうると主張されている

モラル上の不一致 (2) p.13~15

- 教科書では「価値観」は未定義, モラルの定義は

人が対人関係において, してよいこと, してはいけないことを識別し判断する基準をそなえていて, その判断に従って行動しようとする意識

これは実は価値観の一部

モラル上の不一致 (3) p.13~15

▷ 注意

- モラル, 倫理, 価値観といった議論をしていると, ある種の循環論法に陥ることがよくある (切り分けがうまくいかない)
- 倫理は価値観を共有したコミュニティ内部でしか意味を持たない
- 多少の価値観の相異は対話によって吸収可能

モラル上の不一致 (4) p.13~15

- モラルに関する問題は、倫理規程等を機械的に適用すれば適用できる、というような、すっきりした形の解答を持たないことが多い
- 価値観のばらつきに関連した問題を含むことが理由のひとつ; これ以外に利益相反の問題もある

技術者の倫理教育 p.15~17

- 技術者倫理は 法・倫理・科学技術の融合体
- 「技術者の」倫理という考え方はアメリカ合衆国で先行, 日本にはまだ十分に定着しているわけではない
- 自分で考えることが重要

倫理規程

- 電気系の学生が関係する主要学会は電気学会あるいは電子情報通信学会, それぞれが倫理規程を持つ
- 電気学会の倫理規程は

電気学会倫理委員会: 技術者倫理事例集

に記載されているので読んでおくこと

- 電子情報通信学会の倫理規程については配布資料参照

マスメディアと倫理 (1)

- 技術者の倫理の教科書では, マスメディア (新聞・テレビ) の報道に基づいて倫理問題を論じることが多い
- 震災およびその後の原発報道で, 現在の日本のマスメディアは**重要な事実を報じないことがあるし, 報道の内容は正確さを欠く**であるということが明らかになってしまった

マスメディアの報道のみに基づいて倫理問題を論じるのは危険

マスメディアと倫理 (2)

- マスメディアを批判的に見る必要があることを周知するために、過去にマスメディアが引き起こした有名な倫理問題をいくつか列挙する
- 政治的な争いがある問題は除く
- 情報源として Wikipedia を使うが、一般に Wikipedia の記述は信頼性に問題があるので、裏が取れる場合のみ信用すべき

マスメディアと倫理 (3)

西山事件 (1)

- 1971年に起こった事件
- 出典は Wikipedia
- 沖縄返還に関する日米「密約」を毎日新聞社政治部の西山が漏洩した問題
- 西山が情報目当てに既婚の外務省事務官に近づき酒を飲ませ泥酔させた上で性交渉を結んだことが問題になった

マスメディアと倫理 (3)

西山事件 (2)

- 丸善&ジュンク堂で「西山事件」を検索すると...
関連書は1冊のみ:

山本 祐司 著, 毎日新聞社会部, 河出書房新社 2012

商品の内容 沖縄密約事件=「西山事件」は何を語るのか 下山事件、松川事件からロッキード、角栄逮捕まで、戦後、権力の闇をあばく報道によって社会を震撼させ、そうであるがゆえに謀略の標的にもなってきた毎日新聞、その栄光と悲劇の歴史を、血がにじむような努力で真実に迫った事件記者たちの姿とともに描き出す、社会部長だった著者でしか書けなかった渾身のノンフィクション。

マスメディアと倫理 (4)

西山事件 (3)

事件概要	上述書内容
西山が情報目当てに既婚の外務省事務官に近づき酒を飲ませ泥酔させた上で性交渉を結んだ	血がにじむような努力で真実に迫った事件記者たちの姿

マスメディアと倫理 (5)

朝日新聞珊瑚記事捏造事件 (1)

- 1989年に起こった事件
- 出典: (はてなキーワード <http://d.hatena.ne.jp/keyword/>)
- 朝日新聞社記者が珊瑚に傷 (K.Y という文字) を付けて写真を撮影し、それに基づいて日本人の心の貧しさを批判する記事を掲載した

マスメディアと倫理 (6)

朝日新聞珊瑚記事捏造事件 (2): 記事全文

写'89 地球は何色? サンゴ汚した K・Y ってだれだ (朝日新聞 1989年4月20付 夕刊)

これは一体なんのつもりだろう。沖縄・八重山群島西表島の西端、崎山湾へ、直径8メートルという巨大なアザミサンゴを撮影に行った私たちの同僚は、この「K・Y」のイニシャルを見つけたとき、しばし言葉を失った。巨大サンゴの発見は、七年前。水深一五メートルのなだらかな斜面に、おわんを伏せたような形。高さ四メートル、周囲は二十メートルもあって、世界最大とギネスブックも認め、環境庁はその翌年、周辺を、人の手を加えてはならない海洋初の「自然環境保全地域」と「海中特別地区」に指定した。

たちまち有名になったことが、巨大サンゴを無残な姿にした。島を訪れるダイバーは年間三千人にも膨れあがって、よく見るとサンゴは、空気ボンベがぶつかった跡やらで、もはや満身傷だらけ。それもたやすく消えない傷なのだ。日本人は、落書きにかけては今や世界に冠たる民族かもしれない。だけどこれは、将来の人たちが見たら、八〇年代日本人の記念碑になるに違いない。百年単位で育ってきたものを、瞬時に傷つけて恥じない、精神の貧しさの、すさんだ心の……。にしても、一体「K・Y」ってだれだ。

マスメディアと倫理 (7)

朝日新聞珊瑚記事捏造事件 (3): 当初の言い訳

おわび 本社取材に行き過ぎ 西表島沖のサンゴ撮影 (朝日新聞 1989年5月16日付 朝刊)

四月二十日付の朝日新聞夕刊一面に掲載した写'89「地球は何色? サンゴ汚したK・Yってだれだ」に関し、地元の沖縄県竹富町ダイビング組合員から「サンゴに書かれた落書きは、取材者によるものではないか」との指摘がありました。本社で調査をした結果、取材に行き過ぎがあったことがわかりました。

西表島崎山湾沖にあるアザミサンゴの周辺一帯に、いくつかの落書きがありました。この取材に当たったカメラマン二人のうち一人が、そのうちの「KY」という落書きについて、撮影効果を上げるため、うっすらと残っていた部分を水中ストロボの柄でこすり、白い石灰質をさらに露出させたものです。

同海域は巨大なアザミサンゴが見つかったため、海中特別地区に指定されております。この取材は本来、自然破壊の現状を訴え、報道することが目的でしたが、この行為は、明らかにこれに反する行き過ぎであり、朝日新聞社として深くおわび致します。朝日新聞社は十五日付で、取材カメラマンと責任者である東京本社の編集局長、写真部長に対し、処罰の措置をとりました。(3面に編集局長の「反省」を掲載しました。)

マスメディアと倫理 (8)

朝日新聞珊瑚記事捏造事件 (4): 捏造を認める

落書き、ねつ造でした 深くおわびします

(1989年5月20日付 朝刊)

四月二十日付の本紙夕刊一面に掲載された「サンゴ汚したK・Yって誰だ」の写真撮影について、朝日新聞社はあらためて真相調査を続けてきましたが、「KY」とサンゴに彫りこんだ場所に以前から人為的な損傷があったという事実は認められず、地元ダイバーの方が指摘されるように、該当カメラマンが無傷の状態にあった沖縄・西表島のアザミサンゴに文字を刻みつけたとの判断に達しました。

このため、本社は社内規定により十九日、撮影を担当した東京本社写真部員(当時)本田嘉郎を同日付で退社処分としたほか、関係者についての処罰を行いました。自然保護を訴える記事を書くために、貴重な自然に傷をつけるなどは、新聞人にあるまじき行為であり、ただ恥じるばかりです。関係者、読者、並びに自然を愛するすべての方々に、深くおわびいたします。取材の二人退社・停職 監督責任者も処分この事件につき、朝日新聞社はさる十五日付でとりあえず関係者三人を処罰するとともに、東京本社編集局長、同写真部長を更迭するなどの措置をとりました。

しかし、本写真部長(十六日付で編集局員)らの行為は当初の報告よりもはるかに重大・悪質であることが明らかになったため、さらに十九日付で本田を退社処分にしたほか、水中撮影に同行し、本田の行動に気づいていた西部本社写真部員村田昇は停職三カ月としました。また、監督責任、出稿点検不適切などで専務取締役・編集担当中江利忠、東京本社編集局次長兼企画報道室長桑島久男、西部本社写真部長江口汎、東京本社写真部次長福永友保はそれぞれ減給、西部本社編集局長松本知則は譴責とする処置をとりました。本田に対する退社は、いわゆる懲戒解雇に当たる、もっとも厳しい処分です。(3面に、本社がこれまでにを行った調査結果を掲載しました)

マスメディアと倫理 (9)

坂本提弁護士一家殺害事件 (1)

(情報源: <http://www.mars.dti.ne.jp/takizawa/>)

1989年

- 10月26日 坂本インタビュー録画。早川、上祐、青山らTBSの千代田分室を訪れ、抗議。TBS坂本インタビューの放映中止。
- 10月31日 早川、上祐、青山ら横浜法律事務所を訪れ、坂本弁護士と交渉
- 11月4日 坂本弁護士一家殺害事件発生

1995年

- 10月12日 TBS、地検へ坂本インタビューテープ提出
- 10月19日 日本テレビ、TBSが放映前の坂本インタビュービデオをオウム幹部に見せたと報道。同日、TBSは直ちに否定の報道。
-

マスメディアと倫理 (10)

坂本提弁護士一家殺害事件 (2)

1996年

-
- | | |
|--------|--|
| 3月11日 | TBS, 坂本インタビュービデオを見せた事実はでてこなかったとの「社内調査概要」を発表 |
| 3月12日 | 中川公判. TBSのプロデューサーら及び早川の供述調書の要旨告知. 横浜法律事務所, TBS に対して公開質問状 |
| 3月19日 | TBS, 横浜法律事務所の公開質問状に対する回答書提出. 坂本インタビュービデオを見せた事実ではなかったと回答. TBS 大川常務, 衆議院法務委員会に参考人招致. 社内調査概要に従って発言. |
| 3月25日 | TBS 磯崎社長, 坂本インタビュービデオをオウムの早川らに見せたことを認める内容の記者会見. |
| 3月28日 | TBS 大川前常務, 衆議院法務委員会で陳謝. |
| 4月2日 | TBS 磯崎社長ら, 衆議院通信委員会に参考人招致. |
| 4月3日 | TBS 磯崎社長ら, 衆議院通信委員会に参考人招致. |
| 4月30日 | TBS, 坂本インタビューテープ問題についての社内調査概要など発表, 特別報道番組「検証」放映. |
| 5月24日 | TBS, 横浜法律事務所に公開質問状に対する再回答書提出. 三月一九日の回答書を全面的に撤回し, 坂本インタビュービデオを見せたことを認めるとともに, 遺族, 横浜法律事務所などに謝罪. |
| 12月18日 | TBS「放送のこれからを考える会」(座長・堀田力弁護士)が, 報道現場における「個の確立」を求める提言 |
-

電 300,350 技術者の倫理 2012 年度前学期 琉球大学工学部電気電子工学科 担当: 半場

マスメディアと倫理 (11)

- テレビ局による不祥事は件数が突出して多い
- Wikipediaで「テレビ朝日」「TBS テレビ」「フジテレビ」などの「不祥事」の項を見ると、あまりの件数の多さに愕然とする
- 件数が多すぎるのでこの講義資料には掲載しない; 興味がある者は各自で確認してほしい

マスメディアと倫理 (12)

BPO(1)

- 放送倫理・番組向上機構 Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization
- 「正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とした非営利・非政府の団体」
(公式サイト <http://www.bpo.gr.jp/bpo/> に記載された「概要」より)

マスメディアと倫理 (13)

BPO の 2011 年度の議題 (議事録より)(1)

- 4月) 1. 事実確認に問題があったテレビ東京の情報バラエティー番組『月曜プレミア！
主治医が見つかる診療所』及び毎日放送のバラエティー番組『イチハチ』
2. ペットショップの取材対象者が不適切だった日本テレビの報道番組『news every.
サタデー』
3. 政治的公平性が問題になった BS11 の討論番組『”自”論対論 参議院発』
- 5月) 4月と同一

マスメディアと倫理 (14)

BPO の 2011 年度の議題 (議事録より)(2)

- 6月) 1. 日本テレビ「ペットビジネス最前線」報道に関する意見の通知・公表
2. 政治的公平性が問題になった BS11 の討論番組『”自”論対論 参議院発』
3. 誇張表現が著しく南大東村長から抗議を受けたテレビ東京の情報バラエティー番組『ありえへん∞世界』
- 7月) 1. BS11 『”自”論対論 参議院発』に関する意見の通知・公表について
2. テレビ東京『月曜プレミア! 主治医が見つかる診療所』および毎日放送『イチハチ』に関する意見の通知・公表について
3. 誇張表現が著しく南大東村長から抗議を受けたテレビ東京の情報バラエティー番組『ありえへん∞世界』について

マスメディアと倫理 (15)

BPO の 2011 年度の議題 (議事録より)(3)

- 9月) 1. 日本テレビ「ペットビジネス最前線」の対応報告書について
2. 誇張表現が著しく南大東村長から抗議を受けたテレビ東京の情報バラエティー番組『ありえへん∞世界』について
 3. 不適切な字幕テロップが放送された東海テレビ『ぴーかんテレビ』について

マスメディアと倫理 (16)

BPO の 2011 年度の議題 (議事録より)(4)

- 10月) 1. 「BS11『”自”論対論 参議院発』に関する意見」への対応報告書について
2. 「情報バラエティー2番組3事案に関する意見」へのテレビ東京および毎日放送の対応報告書について
3. 「東海テレビ放送『ぴーかんテレビ』問題に関する提言」の公表について
4. 「テレビ東京『ありえへん∞世界』に関する意見」の通知・公表について
5. その他
- 11月) 航空便があるのに陸路を数十時間もかけて旅をしたのは、秘境を強調するヤラセではないかと指摘された民放局のバラエティー番組

マスメディアと倫理 (17)

BPO の 2011 年度の議題 (議事録より)(5)

- 12月) 1. 原発事故による放射能が日本各地の食事に与える影響を検証したデータに誤りがあった NHK『あさいち』
2. 事前収録した出演者の映像を生中継であるかのように演出した日本テレビ『日テレ系音楽の祭典 ベストアーティスト 2011』
3. 福岡の各局と検証委員会との「意見交換会」開催
- 1月) 1. 原発事故による放射能が日本各地の食事に与える影響を検証したデータに誤りがあった NHK『あさいち』
2. テレビ東京『ありえへん∞世界』の対応報告書
3. その他

マスメディアと倫理 (18)

BPO の 2011 年度の議題 (議事録より)(6)

- 2月) 「東海テレビ放送『ぴーかんテレビ』問題に関する提言」についての各局対応報告書のまとめ
- 3月) NHK 松山放送局『おはようえひめ』不適切テロップについて

マスメディアと倫理 (19)

最新の事例

- 朝日新聞が「四国電力が橘湾火力発電所の自主点検を怠っている」という虚偽の記事を配信, 四国電力の抗議を受け謝罪 (問題の記事は2012年4月9日配信)
- 毎日新聞が台風で折れてすでに切り株になっている桜の木が「花見客でにぎわっている」という架空の記事を配信, 土浦市の抗議を受け謝罪 (問題の記事は2012年4月10日に毎日新聞茨木県版に掲載)

課題

- 教科書 [2] に記載された電気学会の倫理規程を通読せよ.
- 配付資料に記載された電子情報通信学会の倫理規程を通読せよ.
- 事例 II(福知山線事故) を読み, 28 ページ① について考え, 見解を述べよ. まわりの人と議論してよいが, 自分の言葉で考えをまとめること.